

第27回 運営協議会会議録

日時：令和4年7月19日（火）18:30～

場所：天理市役所 4階特別会議室

出席者：首長9人（ 欠席）

組合事務局3名（局長・施設建設課長・松田係長）

局長：みなさんお揃いでございますので、ただいまより27回運営協議会を開催させていただきます。まず並河管理者よりご挨拶申し上げます。

管理者：すみません、夕方の時間帯に先輩方もお疲れの中、本当に申し訳ございませんけれども議会前ということでございますので運営協議会ですね、補正予算の議案をご確認いただかないといけないというところがございまして、またいよいよ着工が近づいてまいりましたので、その際の起工式と若干その他事項でもご相談したいことがございまして、またどうぞよろしく願いいたします。

局長：ありがとうございます。それでは議事に入ります前に資料の確認をお願いしたいと思います。まず始めに本日の議会次第、次に定例会議案一覧表、次に一般会計補正予算（第1号）、続きまして、周辺地区環境整備基金の申請額の詳細ということで資料1という形になっております。続きまして、令和3年度歳入歳出決算書でございます。続きまして令和3年度決算に関する説明書、続きまして令和3年度主要な施策の成果、そして歳入歳出決算の審査意見書、最後9番目といたしまして安全祈願際起工式計画書というかたちでございます。漏れ落ちはございませんでしょうか。それでは次第に従いまして管理者に議事をお願いしたいと思います。

管理者：はい、では早速議事に入らせていただきます。まず第2回組合議会定例会についてということで、補正予算案と決算認定案について一括でご説明をお願いします。

局長：着座で説明させていただきます。まず令和4年8月8日に予定しております、令和4年第2回組合議会定例会の議案について順次ご説明申し上げます。定例会議案一覧表にございますように、始めに選挙案といたしまして、副議長の選挙についてを提出いたします。次に同意案といたしまして、副管理者選任の同意案を提出させていただきます。 の が令和4年8月3日をもって任期を満了されますので、 次は の をお願いすることになりますので、同意案を提出するつもりでございます。よろしく願いいたします。続きまして補正予算についてご説明を申し上げます。それでは議案第2号令和4年度一般会計補正予算（第1号）からご説明を申し上げます。今回の一般会計補正予算（第1号）の内容は2点ございます。1点目は令和3年度の執行残返還金として各関係市町村に負担金を返還するための補正予算と、もう1点は周辺地区環境整備基金を活用した事業を実施するにあたりまして、今回は6件の事業要綱が提出されてお

りまして、その事業を実施するために必要な予算を基金から一般会計に繰入れるものでございます。それでは1ページをご覧ください。令和4年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)は次に定めるものでございます。(歳入歳出予算の補正)第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,553万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,984万2千円と定めるものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは、歳出からご説明申し上げますので8ページをご覧ください。2款 総務費、1項 総務管理費、3目 財政管理費、補正前の額、2億3,187万9千円、補正額、8,463万円、補正後の額が、3億1,650万9千円でございます。こちらの内容は、周辺地区環境整備事業を実施するために、周辺地区環境整備基金から一般会計に繰入れるものでございます。

続きまして、3款 事業費、1項 清掃費、1目 焼却費、補正前の額、3億8,753万2千円、補正額、1,001万6千円、補正後の額が、3億9,754万8千円でございます。次に、2目 粗大・リサイクル費、補正前の額、5,391万2千円、補正額、88万5千円、補正後の額が5,479万7千円でございます。これは、後程、認定案第1号 一般会計歳入歳出決算書のところでご説明いたしますが、令和3年度予算の執行残額が、2,880万131円であったことから、その1/2を財政調整基金に積み上げ、残りの半分を執行残による返還金として関係市町村に返還するために行う補正予算でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをご覧ください。1款 分担金及び負担金、1項 負担金 1目 関係市町村負担金、補正前の額、5億9,344万8千円、補正額、2,500万円の減、補正後の額、5億6,844万8千円でございます。これは、エネルギー回収型廃棄物処理施設への特別高圧線引込工事について、当初組合の運営経費である経常的経費として予算要求を行っておりましたが、循環型社会形成推進交付金の交付対象であることが判明いたしましたことから、経常的経費ではなく施設建設工事費として予算上整理しなおすために補正するものでございます。当初要求額の7,500万円を経常的経費の項目から全額マイナスし、施設建設工事費において国庫補助金の1/3にあたる2,500万円を差引きました5,000万円を建設費負担金で計上しております。差額の2,500万円につきましては、次の項目で説明いたします国庫支出金で計上しております。各市町村の負担金の詳細は5ページにあるとおりでございます。

減額分につきましては、第3期及び第4期分の負担金請求の際に調整させていただきます。

続きまして、2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 清掃費国庫補助金、補正前の額、5,303万9千円、補正額、2,500万円、補正後の額、7,803万9千円でございます。これは、循環型社会形成推進交付金で、先ほどの関係市町村負担金の差額にあたるものでございます。

6ページをご覧ください。4款 繰入金、1項 基金繰入金、2目 周辺地区環境整備基金繰入金、補正前の額、1億1,432万円、補正額、8,463万円、補正後の額、1億9,895万円でございます。これは、周辺地区環境整備事業の実施に伴うものでございます。

続きまして、5款、1項、1目 繰越金、補正前の額、350万円、補正額、1,090万

1千円、補正後の額、1,440万1千円でございます。これは、執行残返還金に伴うものでございます。

一般会計補正予算（第1号）の説明につきましては、以上でございます。

それではここで、今回の補正予算にございます周辺地区環境整備基金に係る事業内容について、ご説明いたしますので資料1をご覧ください。令和3年10月の申請期間において、6件の申請書が提出されました。申請額及び申請内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。なお、申請書に添付されておりました見積書の価格につきましては、市場価格と大きく変わらないことを事務局において確認させていただいております。申請額の合計が7,053万円となり、交付要綱では申請額の20%増までは変更申請を認めていることから、20%を増しました8,463万円を補正予算として計上させていただいております。資料1に提出されました実施計画書を添付しておりますので、またご確認いただければと思います。周辺地区環境整備基金の申請に係る説明は以上でございます。続けていきます。

管理者：補正予算ですからすみません切りましょか。すみません、それではただいまご説明させていただきました補正予算案の第1号について何かご質問ご意見等ございますでしょうか。特にございませんでしたらこれで議会にお諮りしてよろしいですか。はい、ありがとうございます。ではこの案のとおり組合議会に上程をさせていただきます。2番目としてでは決算認定についてを説明をお願いします。

局長：それでは認定案第1号、令和3年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。お配りしております決算書をご覧ください。歳出からご説明いたしますので、2ページをご覧ください。

1款 議会費、1項 議会費、予算現額 61万円、支出済額 23万4,025円で、不用額、37万5,975円でございます。これは、議会事務局職員の人件費負担金の減によるものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、予算現額 3億4,971万2,000円、支出済額 3億713万8,316円で、不用額が、4,257万3,684円でございます。この不用額につきましては、大きく2つの要因があり、まず一つ目の要因としては事務局職員の人件費について、当初組合職員11名で予算計上しておりましたが、技術職員の増員が図られなかったこと及び年度途中の人事異動により、最終的に9名での運営となったことによるものでございます。二つ目の要因としましては、周辺地区整備基金の繰入金の残金によるもので、当初の申請金額から2割の増額を認めていることからそれを想定して予算計上しておりましたが、各自治会とも当初の計画通りに事業が進み、増額申請が提出されなかったことによるものでございます。

3款 事業費、1項 清掃費、予算現額 1億1,975万2,000円、支出済額 1億1,322万739円で、不用額、653万1,261円でございます。この不用額は、業務委託料の入札差金等でございます。

4款 予備費、1項 予備費、予算現額 207万8,000円、支出済額 0円で、不用

額、207万8,000円でございます。歳出合計、予算現額 4億7,215万2,000円、支出済額 4億2,059万3,080円で、不用額、5,155万8,920円でございます。

歳入につきましては、この後ご説明させていただきますが、表の下の段でございます。

歳入歳出差引残額は、2,880万131円で、2分の1の1,440万66円を財政調整基金へ繰入れ、残りを各市町村にごみ量で按分して返還するものでございます。先程補正予算で説明した金額と同金額でございます。

続きまして、1枚戻って頂きまして1ページの歳入をご覧ください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、予算現額 2億8,680万8,000円、調定額及び収入済額、2億8,572万5,600円で、108万2,400円の減でございます。これにつきましては、マテリアルリサイクル推進施設建設地の発掘調査及び基準点測量業務に係る、歳出での入札差金によるものでございます。

2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、予算現額 341万6,000円、調定額及び収入済額 297万4,000円で、44万2,000円の減となっております。これにつきましても、歳出での入札差金による国庫補助金の減額により発生したものでございます。

3款 財産収入、1項 財産運用収入、予算現額 2,000円、調定額及び収入済額 5,641円で、3,641円の増でございます。これは、周辺地区環境整備基金等の利子収入でございます。

4款 繰入金、1項 基金繰入金、予算現額 1億6,991万2,000円、調定額及び収入済額1億4,867万5,300円で、2,123万6,700円の減でございます。これは、周辺地区環境整備基金について、令和3年度から周辺地区環境整備事業を開始し、要綱では当初申請額の20%以内で増額の変更申請を認めていることから、自治会申請額合計に20%を乗じた額を予算計上しておりましたが、各自治会とも当初計画通り事業が進行したことから不要となったものでございます。

5款、1項 繰越金、予算現額 1,201万2,000円、調定額及び収入済額、1,201万1,209円で、791円の減でございます。

6款 諸収入、1項 預金利子、予算現額 1,000円、調定額及び収入済額 1,051円で、51円の増でございます。これは、普通預金等の利子収入でございます。

2項 雑入、予算現額 1,000円、調定額及び収入済額 410円で、590円の減でございます。歳入合計、予算現額 4億7,215万2,000円、調定額及び収入済額 4億4,939万3,211円で、2,275万8,789円の減でございます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算認定の説明につきましては、以上でございます。

資料といたしまして「決算に関する説明書」及び「財産に関する調書」、「主要な施策の成果」、「決算に係る監査委員からの意見書」を添付しておりますので、またご確認いただければと思います。

議事(1) 令和3年第2回組合議会定例会に関する説明は以上となります。なお8月8日の定例会に向けまして、来週から、各市町村から選出いただいております組合議員に、事務局から直接ご説明に回らせていただきます。その際に、市町村長様分の議案一式をお届けさせていただきますので、議会当日にお持ちいただきますよう、よろしく願いいたします。

ます。以上です。

管理者：はい、ただいま説明がございました決算認定についてでございますが、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。若干その残があるのできちんと説明をしないといかんところもございますけれども、では原案のとおり上程をさせていただくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは定例会の議案については以上でございます、議事の2番目でございます、起工式について事務局から説明をお願いします。資料2です。

局長：すみません、それではエネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事に先立つ安全祈願祭及び起工式についてということで、配布しております資料2にて、現時点の計画を簡単ではございますがご説明させていただきます。1ページ目に記載の日時8月20日土曜日午前10時から開催し、場所に記載しております焼却施設建設地で執り行います。2ページ目は安全祈願祭の式次第となり、記載の神事を行います。文章中ごろに記載の穿初めの儀式、穿初め式及び玉串奉獻に臨んでいただく方は3ページに記載しております。4ページ目は安全祈願祭終了後続けて行う起工式の式次第となっております。参考といたしまして5ページに来賓者出席確認リスト、6ページに式典会場レイアウトを添付しております。以上です。

管理者：こちら事前に見ていただいていたんでしたっけ。皆様には。

局長：いや

管理者：初めてで初見ですか。はい。費用はですから全部施行者の■■■■さん持ちでございますけれども、祭主は地元の神社でございます。ご確認をいただきたいのは、玉串奉獻もそうで、そもそも5ページの来賓一覧というところでありまして、■■■■はじめ関係幹部、県議会は私ども10市町村の地元というかたちでございます、でもあれかな、■■■■さんは県会の選出の時は■■■■に入るんです。

■■■■：■■■■です。

管理者：ですね。ちょっとそれが今入ってないんですが、■■■■全部それで声をかけるかっていうところもありますんで、差支えなければ。ですから■■■■以外については基本地元の県会の先生で、衆院については2区と3区にまたがりますんで、■■■■、■■■■で比例で■■■■という形で参院はお二人であります。陳情のときにもそれぞれ大変お世話になっておりますんで、各構成市町村議会は基本議長というかたちであとは地元関係でございます。地元の中で地権者がこちら■■■■なものですから、地権者という扱いでくると、説明会地元で回っておる先が■■■■の天理に一番近い■■■■様、■■■■様はこれ水の関係ですと説明回っておるので、そういった関係ということでございます

が、先輩方もしお気づきの点があればおっしゃっていただければ幸いですけども、いかがでしょうか。

：結構です。

管理者：きめの問題ですが、特に違和感ございませんか。はい。よろしいですか。広めに案内は出して国会の先生はご本人いらっしゃたらきちんとご挨拶も含めてやっていただくというかたちで。ちょっと夏場の外ですんで、テントは

局長：テント張って一応クーラーも入れるということなんで

管理者：クーラーつけるか、なんかミストみたいなん

局長：いやほんまのクーラーですわ。

係長：空調、床置き型の空調を入れる予定です。

管理者：あー、テントで閉めて。

局長：一番最後にね、配置図面があるんですけども、テントを張って上だけじゃなくて全体を囲って

管理者：なるほど。さすが。

：これね衆議院ですけど、奈良市のがここに絡めてきて奈良市の衆議院議員っていいんでしょうかね。

管理者：えっとどうでしょう、地元説明に行ってるっていうからみではさんですけど、衆院とかは地元の選挙区ではなくったんですが、ただ呼んどいたほうがいいんじゃないかということでしたら、お声がけはさせていただきますけども。

：難しいですな。衆議院3人います。

管理者：呼ぶんだったらそこは3人呼ばないといかんとおもいますが。

：難しいな。

管理者：10市町村そのものでは1区はないと。ただ近隣ということで説明会はやってると。おっしゃるように地元の自治会長来てるのになんで私に声がかからないんですかっていうのは、

それはまあゼロではないかもしれませんが、どうですか。案内だけでも出しときましょか。

■■■■：■■■■はどっちやったかな。

管理者：■■■■2区です。

■■■■：2区やな。ほんならもうええの違いますか。

管理者：いいですか。■■■■がもし1区やったらそりゃもちろん声かけとるんですけど。

■■■■：こっちが衆議院こんだけしかいはらへんのと同じボリューム来ますからね。ちょっと精華かんでるだけで。

管理者：そうですね。

■■■■：ええのちやいますか。

管理者：いかがでございましょう。

■■■■：逆に呼んだらややこしいやん。そんなん。

■■■■：当区を越えてってなるとまた他も

■■■■：●は3つあるもんな。

管理者：そりゃまあ1区あつたら一応全部は呼ばざるをえないと思いますけどね。

■■■■：そりゃそうですね。1人だけっていうわけにいきませんので。そこまでいったら、ちょっとコロナ禍で密にならんためになるべく減らす方向でいかれるんやったらこのままの方がええんじゃないでしょうか。

管理者：よろしゅうございますか。そしたらご了承いただいたらこれでご案内を早速出させていただけようと思いますんで、各議会議長さんにはちょっと来ていただかないといけませんけども、またよろしくお伝えいただけたらと思います。あ、組合議員さんはもちろん呼ぶんですね。

局長：もちろん。

管理者：だから市町村によっては

局長：主催側として組合議員さんは来ていただきます。

管理者：市町村によってそこは重なってるところと重なってない方いらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。それでは3番目の議事であります、組合議会定例会開催日の固定についてご説明をお願いします。

局長：はい、それでは議事3番目ですけれども、組合議会定例会の開催日の固定についてということで、これまでは2月8月の定例議会につきましては、事前に日程の調整をさせていただいて、決定させていただいておりましたけれども、令和5年2月の定例会からは予め設定した日に議会の開会を行って行きたいと考え、各市町村の秘書課並びに議会事務局に確認をさせていただき、当初は「第2週の水曜日」で調整をさせていただきましたが、一部日程が重複する市町村がございましたので、再度調整のうえ、「第2週の木曜日」で調整させていただいたところ、特に重複する市町村はございませんでしたので、当組合の2月8月定例会の日程につきましては、来年2月の定例会より「第2週の木曜日」に固定することについてのご協議をお願いしたいと思います。

管理者：はい、いかがでございましょうか。

：これからはあれですか、時期ということやなくてだいたいこれずっと固定していくんですか。

局長：できましたらもう第2週の木曜日ということで決めていただいたら、日程調整がなくて済むのと、それと実際に施設が動きだしますと会議室等の貸し出しもございまして、なかなか決めてないと貸し出しする期間を空けとかなあきませんので、それも含めてこういうかたちで決めさせていただくのがいいのか悪いということも含めてですね。ご協議をいただきたいと思うんですけど。

管理者：ひとつは8月のあれですかね、周辺基金の出していただく審議とかそのへんもあって、基本2回はっていうことでよろしかったんですかね。

局長：え、基本的に2月8月は必ず定例会開いて決定してもらおうので。

管理者：はい、ちょっと8月が少しお盆に近いような時期にもなりますけれども、いかがでございましょう。

：議会と重ならない時期ですので、いいんじゃないでしょうか。

管理者:支障があったらまたその時にご相談ということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

はい、ではそういうかたちでまた議会の方と調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。議事として予定されてるのは以上でよろしかったですか。この機会でございますので、もし何かその他事項でお気づきの点がございましたらお承りしますがいかがでしょうか。特に大丈夫でしょうか。

そしたら私の方から1点申し訳ございません、配って下さい。少しおわびというか我々としてももう少しきちんと確認しておかないといけなかった件なんでございますけれども、契約事項の中で受注者が公契約の入札妨害容疑で逮捕されたような場合について、違約金が発生するような文言がございます。以前議会の前でちょっと話題にのぼっていたかなと思うんですけども、沖縄竹富島の方で■■■■の社員が逮捕されたというような事案がございます。これが契約書に基づきますと、普通は私どもの工事に関連することにおいて逮捕されたとかっていうことであれば、解除であったりあるいは違約金が発生するという形になるんですけども、弁護士と相談をいたしましてもはっきり書いていないという部分がございます、後ろにつけております、基本協定のどこで見つけた

局長:基本契約書の

管理者:後ろの方につけております、すみません、ちょっとばらしていただいて2つあるんですが、後ろから2番目の基本契約書と一番後ろについている建設工事請負契約書見ていただけたらと思うんですけども、基本契約書をめくっていただいて2ページ3ページの部分、関係する部分をマーカーで記させていただきます。8条の部分で刑法でまさに入札妨害がそれにあたるんですけども、こういうことがあった場合には解除することができるということを謳っておりますが、3ページの右の、すみません、ありますでしょうか。ご覧いただけてますかね。その基本契約書という、クリップ取っていただいた方がわかりやすい。その後ろから2つ目がその、基本契約と工事請負契約。そうですここです、見ていただけてますね。その8条の5ですわ、協力企業のいずれかが第3号各号に該当する場合、本契約は解除されるか否かを問わず。だから解除するっていうことはありえないわけですけども、否かを問わず受注者は発注者の請求があり次第、契約期間における本件業務の委託にかかる入札価格の総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に支払う義務を負担するものとする、とこういう文言がございます。ここに本件契約に関しとかっていう文言があればなんの関係もなかったんですけども、そこが無いという状況でございます。次の工事請負契約書の部分も関係している部分でございます。こちら一番最後についてたここに建設工事請負契約書の方見ていただきたいと思います。建設工事に関しても22条で、あ、22ページのところ48条っていうのがございます。わかりましたでしょうか。マーカーしています、48条。ここは48条の柱書で受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する時はこの契約を解除することができるということで、解除に関してはこの契約に関しというような文言がございます。ただし違約金に関しては25ページのところですけども、48条各号のいずれかに該当、一番最後のページですよ、本件工事の完了の前後を問わず、また発注者が解約を解除

するか否かを問わず損害賠償金として請負代金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければいけない。この時点で工事に関して10分の2と書いてあって、全体に関して10分の1と書いてある、この数字が合うかっていう指摘も弁護士さんからいただいているんですけども、我々の組合もお世話になっている[REDACTED]に本件について相談にいったところの意見書がついてましたよね、つけてなかったっけ、メモ。

局長：ついてます、ついてます。つけさせていただいてるはずなんですけども。

管理者：この[REDACTED]の見解っていうふうに大きく書いてある紙が。もう通し番号で●バラバラ分かれててみなさんわからないんで、その前のこの契約書より前につけてたやつです。

[REDACTED]：これの一番最後のページ、[REDACTED]書いてますわ。

管理者：[REDACTED]の見解っていうところの一番最後です。[REDACTED]に関しては一言で言えば当然感覚的にわかると思うんですけども、この契約に関して逮捕者が出た場合は当然そうだけども、沖縄の竹富島で起きたような話はこれと関係ありませんからこれは無関係です、こういうことなんです。それが[REDACTED]の見解です。ただし一番最後のページに[REDACTED]の見解をつけておるんですが、判断しようがない、まず契約書が悪いと、いうことであります。あらゆる場所にこの契約に関しというふうに入れておればよかったんですけども、基本契約の部分とかでもこの契約に関しという文言がなくて、わずかにあるのが建設工事に関する48条だけにその言葉があると。この契約に関しという言葉が。解除以外に関してはですね。この契約に関し次の各号に該当すればこの契約を解除することができるっていうかたちで、解除に関しては明確に書いてあるんですけども、55条の損害賠償の部分で48条の柱書がほんとに引用されるかどうかというところがこの契約上の文言だけからしたら明らかではないと。したがってなにが言いたいかと言いますと、原理的にはこの契約書上は40億ぐらいの、我々債権が発生してしまってる可能性があつて、可能性です。その40億の債権が発生してしまってる場合に債権を我々がきちんと適正管理をせず不作為だつていう話になって、住民監査請求なんかをされた場合には要はその組合に対し、それだけの額を損害を与えたということになりかねない。絶対ならないとは少なくとも言えない。絶対なるかとも言えない。しかし文言上はなりかねない。っていうような指摘をいただいております。竹富島の件で40億くれなんちゅのは社会通念からしてどうなのかっていうことは私も散々言ったんですけども、しかしこういうのは契約書に基づいてやっちゃってることなんで、今さらこの事案が分かった時点で文言を書き換えると作法的に債権をなくすためにやったというかたちにもなりうるというご指摘であります。ほなどうやって決めたらいいんですかって、結局はもう裁判で決めるしかほんとはないと。ただそうすると結構大きな金額に関する裁判でございまして、裁判の関連費用で1千万。他弁護士費用

局長：そうですね、金額でだいたいその金額は1千万近い金額出てきまして、それに弁護士費用がかかる。

管理者：かかってくるということでありまして。なので、裁判して勝てるかというところだいたい勝てないような気もするんですけど、ただその裁判で負けましたと言ったらそれは司法がちゃんと判断したということなんで、我々がキチンと適正に債権を管理しなかったということには少なくともならないんですけども、なあなあで済ませてしまうと、いやこういうことがあってほんとに違約金とれるはずやったやないかというところで困っちゃってるということでありまして。じゃあどうせいついねんということなんでございますけども、私がお話をしたいのは、ちょっともう弁護士同士で話をしてもらわんとどうしようもないなど。私の●だったり、たぶんこの場で先輩方にたぶん関係ないってことになるだろうから、もう触れんときましようというにはちょっと額も大きすぎますし、弁護士さんが債権が発生していないとはよう言わんというところまで指摘を受けてしまいますと、ほったらかしにしてくのはちょっとリスクがあるなど。とはいえ今後●さんと我々はちゃんと協力しながら建設工事をしていかないといけない仲なんで、これでもう事務方だったり私だったら直接関与して向こうと言い合いになって喧嘩しても仕方がないんで、淡々と弁護士同士でまず議論していただいて、双方折り合いがつかなかったらもうこちらは基本的に負けてしまってもそれはもうそれはそれとしてなんですけども、裁判を粛々とやるしかないのかなということでありまして。ただその裁判を粛々とやるためには1千万近い費用がかかってしまうということでございますんで、勝手に始められないということで、もちろん議会の方にも説明して予算を上程しないといけませんし、これがほんとに五分五分で40億とれるんやったらもっとシャカリキに頑張っ取りにいくんですけども、むしろ難しい●も十分ある中で1千万もの裁判費用をお願いせんといかんというのは我々が発注支援お願いした●さんがもうちょっとしっかりやってくれないと困ったところなんですけども、それは私どもがきちんと契約書を詰めてみていなかったという責任でもございますんで、申し訳ない限りでございます。だいたい内容的な部分はすみませんまずわかっていただけましたでしょうか。

●：せやけど管理者こんな詳しいことなんか法律家でない限りわからへんでこんなん。

管理者：いや、そうなんです。

●：現実の話。

●：一言契約書が悪いって厳しいな。

管理者：いやだから解除のところにはそれを書いているんで、違約金のところにもこの契約に関しって言葉が書いてれば何の問題もないんですわ。向こうも●さんもちゃんと法務弁護士なんかざりざりやってそれでそれ指摘してくれててもよかったんですけど、

向こうもまさかそんなことってということで、普通に契約は結んじゃってる、でそんなでも突拍子もない沖縄の案件でなんてことはどうなんですかっていうことはだいぶ聞いたんですけど、しかし裁判所は基本的に両方が署名している契約書の文言に縛られちゃうということなんで、基本はやっぱりその契約書をどう読み解くかっていうことが全てだと、ということなんです。

■■■■：■■■■はこの契約書は契約時点で見ちゃらない弁護士さんですよ。

管理者：見てないよね。

局長：え、すみません。

管理者：■■■■って見てないですよ。

■■■■：契約書。

局長：契約書見ておられますよ。

■■■■：契約時点で。

局長：契約時点では見ておられません。結果出てから見ていただいて相談したもんですから。だからこの契約書作った発注支援の■■■■に確認をしたところ、どちらもとれるようになっていうかたちで作りましたっていうところで

■■■■：あほか。

■■■■：■■■■さんは誰か弁護士に相談してなかったんですかね。

局長：当然■■■■の弁護士がおるんですけども、

管理者：以前もほんとうにうちは三重県の事故っていうもらい事故で1回入札を流したっていうことがあるんですが、今回はよかったなって言って■■■■にも言っていたいてたんですけど、まさかのまさかでこういう違約金の部分がございます。しかし潜在的に発生しているかもしれない40億を時効を待つまでぼーっとしてみたい話になって、私も将来請求されましてもちょっと死亡か自殺してもとても払えませんので。

■■■■：■■■■とだいぶあれが違いますな。

管理者：額が。僕やったらあれでもめげますけど。判断つかないっていうのが認識だと思うんで

す。どうでしょうか。

■■■■：行政として、例えば他の弁護士にも聞くっていうのはやらないもんなんですか。

管理者：まあセカンドオピニオン聞くっていうのはもちろんありだとは思いますが、どうですか。

■■■■：余計迷ってしまってます。いっぱい色んな意見がでたら

局長：■■■■にも相談はしたんですけども、ただ作った意図がどこにあるかっていうところで確認されてるんですけどね。だから今みたいに■■■■がどちらともとれるようにって言われるとですね

管理者：でもそれを文書とかで確認できる資料はないでしょ。要は■■■■おっしゃるように、どこの弁護士に見せても一人■■■■は例外だとしても、大概の弁護士さんがこれは債権発生していないって断言してくれる状況だったらいいんですけど、割と契約書の文言だけからしたら、■■■■だけが特異っていうよりは■■■■もだから無いとは言えないっていうぐらいなんですよ。

局長：そうですね。

管理者：たぶん他の市町村でも■■■■は割と行政関係お詳しいいんでご相談されてる例多いと思うんですけど。

■■■■：うちは特別にまた顧問弁護士契約むすんです。

管理者：ちょっと彼が債権発生してないとは言えないというふうに言うにつらいなという

■■■■：世間の常識からいうたら契約して発注した相手に対して訴訟起こすなんてちょっと変な気がしますな。信頼関係が崩れてるわけですか。

管理者：まあただ契約書に基づいて我々に権利があるっていうことなんで、しかもその解除に関わらずっていう文言なんで、解除せずに契約はするけど迷惑かけたんやし、違約金払えっていうこういう構図は成り立つと。ただ我々も事務局でこれどうなんですかっていうことを聞けば当然■■■■さんはいやそんな関係ないでしょっておっしゃるわけなんですけども、これ以上事務サイドとかですね、我々執行側が議論していてもちょっと相手との関係険悪になるだけなんで、お許しいただければ完全に弁護士に委託してお任せしてしまっただけで弁護士同士で話をし、歌舞伎でも裁判うって、負けたらそれはそれで仕方ないということで淡々といくしかちょっと方法がないのかなと思ってまして。

■■■■：こういう文言って行政と事業者が結ぶ時にだいたい入ってる文言っていうわけじゃないんですか。

管理者：基本的には入ってるはずなんですけどね。ただこの事件に関してもうちちょっと限定しといてもらわないと困っちゃう。

■■■■：そうですね、通常限定しているものであるとも言えへんのかなと思ったんですけど

管理者：そこはもう裁判の世界です。

■■■■：っていうことですね。

管理者：裁判官がギラッと書いてないけれども、これはこの事件に関するものであるというふう
に言ってくればそしたらその債権の管理上は要は公平に司法に裁いていただいた結果
ありませんと言われたっていうことを堂々と言えるんですけど、今はたぶんないと思っ
てたんでみたい。そうなった時に契約書の文言上ないと断言できないという以上、も
ちろん住民監査とかやられた場合になぜそれをやらなかったんですかととなったら、不
作為が問われるということですね。

■■■■：本来とれるべき金があえてとらなかったということになるんですね。

管理者：おっしゃるとおりです。それはその組合に損害を与えたっていうことになってしまうと。
適正な債権の管理執行をしなかったっていう。

■■■■：これあれでしょ、■■■■と■■■■ここの顧問弁護士と調整してもらったら

管理者：まだ直にはやり取りしていません。だからもうちゃんと委託契約をして直に話をしてい
ただいて。ただなかなか難しいっていう結論になる可能性もあります。和解金っていつ
てもあまりにも少なすぎる和解金だったら、取って負かすためにお茶を濁したっていう
こともあるんで、そうすると40億に対するそれなりの和解金となると1億2億ではすま
んっていう、そうすると折り合える可能性っていうのはたぶん薄いんですけど、それに
しても直接我々がやってしまうとどんどん雰囲気わるくなってしまいうんで、それは弁護
士同士のドライな話をさせていただいて、ドライな話の結果、訴訟が必要だというふうにも
し弁護士さんが判断されたら淡々とやってもら。ただすいません。そのために追加
の費用がむしろかかっちゃう話なんでご了解いただかないといかんと考えた次第でござ
います

■■■■：これもう闇に葬られへんわけですか。そしたらもう表の舞台でまずは決着をつけ
るための下準備みたいなもんですわな。

管理者：おっしゃるとおりです。

：今提案していただいた市長提案した、もうそれしか方法がないかなと思うんですけど。弁護士同士でもう。その結果待たないとなかなかね、 言っていたいただいたように中身的になかなか判断しづらい部分かなと思います。

管理者：だからまあうちのですから代理人としてまず向こうに接触してもらって委託契約くらいはあれですね、補正組まなくてもできますね、

局 長：弁護士さんのですか。

管理者：うん、弁護士さんと。訴訟じゃなくて。

局 長：費用がどのくらいの金額かによる

管理者：確認したうえですね。もう情けない話なんですけど。

 ： さんって色々起こるねんね。

管理者：いや さん色んなところでやってはるからなんでそんな確認せんかったんかなって思うんですけどね。

 ：えらい話やなこれ。

管理者：ほんとはこれ40億違約金とれたらそれなりにまたそれはそれでまあいいかなと思うんですけどね。

 ：40億取れたら工事に支障きたさへんのかな。どっかで手抜いてきよりませんか。

管理者：そりゃくるでしょ。むしろそんな資材高騰でスライドでとか今後言うてくるかもしれないぐらいなのに。

 ：もう弁護士さんにゆだねるしかないでしょ。

 ：ここで考えてても絶対結論出ないから

管理者：結論でません。よろしいでしょうか。

 ：これ時間かかるで。向こうの見解も入っとるやんか。

：こんな最高裁までいくんちゃうか。

管理者：いやだからまあうちとしては地裁で例えば負けてそれでもう十分責任果たしたっていうふうに言えるっていうことだったらそんなもう勝てる見込みもないのに控訴しないです。ただようはどこまでがちゃんと責任を果たしたっていうふうに言えるかだけの問題なんで、

：ただこれやって工事が順調に進むんかどうかやな。

局長：これ当然今担当してるのとまたちょっと別のところになってくるといいますんで、工事自体は。ただまあお金が大きいですから

：工事は工事、法的な問題は法的な問題でうまく割り切ってお互いやればいけど。その辺が難しい。

管理者：だからちょっと起工式の時にちょっと話をして手心加えるとはいえんと、だけれどもなあなあにもできんとしかしもうそこはうちは弁護士さんに完全にまかせてドライに淡々と粛々と思ってるんで、建設は建設で粛々とお願ひするっていうのは一言言わないと仕方無いかと思ってるんですけど、

：これぐらいの問題になったら知らなんだではとおらんもんなあ。

局長：そうなんです、これね、5年で時効やって書いてるんですけど、5年過ぎると債権がなくなってしまうんで管理者に責任が及んでくるという形が一番

：まあこんな問題大きい小さい色々あるやん。これ変な話やけどうちでもこんなとちやうよ、こんな大きな話とちやうで、小さい話やけど、三重県でちょっと問題が出てんけどこれは他県の話やと。これ出たんええけど、出たからというて入札とか今後の話に別段影響無いと、ただ新聞等でちょっとだけ騒がしたというような案件があったんや、うちでも。どうする、これにするかどうかちゅう話でうちも散々迷ったことあったんやけど、無理やりいったけどな。他県の話やろそんな関係あるかいいうて、今さら下りられへんがな。こんな大きな問題ちやうで、そんなんもう別に議会も何もやかましいもんもなかったんでそのままいったけど、

管理者：議会まではこんな沖繩の話ですからっていうので別にはあはあっていつていけると思っはるんですよ。ただもうそこから先になった時にちよつとなあなあにするには大きすぎてわかっちゃってた以上対応はしっかりしたっていうかたちにさせていただけたら

：こんなんもう他県の話やんかと、関係あらへんがなこんなもん、このままいきはれ

ってうちやったら言うで。せやけどこんだけ弁護士やとかに相談かけといたら、今さら今のような話あかんわ。

管理者：はい、すみません。

：司法の判断で対応していかんしゃない。

：そりゃそれしかない。ここまできたら我々がどうのこうの言うてもやな、前向いていかなあかんし。

：だから市長こうでしょ、工事は工事でこの契約自身は成立してるんだから

管理者：何の関係もなく、解除しなくていい

：淡々と進めていただけますと。ただその中で契約の文言で一部不備と思われるようなものがあつたので、それをどう

管理者：不備と思われるというかただ契約は結んじゃってる以上有効なんで

局長：ただまあ の職員が沖縄であれどこであれ入札妨害、解除されるような内容のことをしたっていうのも事実なんでなかなか難しいところ。

：だから、この会社としての体質を問われるんだからこれが沖縄でやろうが北海道でやろうが会社としての体質としてどうするんやということでこんだけのペナルティは課せられますよということなんですよね。

管理者：それも読めるっていうことです。

：ただまあそう解釈できるのかできひんのか含めてここから先は弁護士が

管理者：弁護士というか裁判所

：その下準備としての弁護士同士の

金額がな、なまじの金額と違うやん。

管理者：うちはだからもう向こうに何いわれても言い争っても雰囲気悪くなるんで、弁護士に全部下駄預けてるんで、もうそっちで弁護士同士お互い話しましょうと。

：1千万2千万の話違うねん。

管理者：大きすぎますんでね。

：額が大きすぎるよな。こんなん。

管理者：そしたらにはまた別途ご説明を差し上げますんで、ちょっと一旦そういうかたちで弁護士同士の会話を始めたいと思います。すみません、えらい長時間になりまして以上でございます。

：何か出まんねんなこの会社

管理者：いや、もう勘弁してほしいなと思って。

：こんなん2度あることは3度あるやで。

：弁護士同士で話合う時に例えば住民がそれを知って訴訟おこすとかっていう可能性は

管理者：いやあってもだからちゃんとうちは対応中です。解除しなければならんということになってないですから。

：ただまあこれからせやからこの契約書の文言しっかりこれ確認気を付けてそういう文言にしていかないとつちゅうことやな。

管理者：今後他案件ではぜひそうされた方がいいと思います。今回結んじゃってますんで。すみません。

：我々も小さい契約書でもしっかり見とかなあかんということ

：ここまでねえ

管理者：まさかと思いましたが私も、はい。

：我々の立場で一条一条

局長：まさかこんなことがあるとは想定してないんで。

管理者：そのために発注支援入れてるんですから。

■■■■：作ったところがどっちでもとれるように作ったってねえ

管理者：いやだからもっと悪質●があった場合ですね、ありえますよね。こんな会社にまかせていいんかっていうのがもっとえげつなく出てくるようなパターンだったらこれを発動する可能性も含みで入れてたってことですからね、■■■■は。ただ今回はしょぼい話なので、

■■■■：ありがとうございました。

■■■■：まあたいそうには言うてるけど、してる内容なんかそんな大したことあれへんやん。こんなもん。しょぼい内容やん。こんなんやいやいやいやいやい言うほどのことでも

管理者：世紀の大汚職みたいな、市民がこんなところに任せてええのか、みたいなとか。こんなところは信頼できないとか。

■■■■：この契約に関して書いてあっただけで防げましたよな。

管理者：すみませんでした、ありがとうございました。

以上